

報告第1号～第3号

令和8年2月3日

専決処分の報告について

鈴 鹿 市



## 報 告 目 次

報告第 1 号	専決処分の報告について	1
報告第 2 号	専決処分の報告について	5
報告第 3 号	専決処分の報告について	9



報告第 1 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 8 年 2 月 3 日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

令和 7 年度鈴鹿市一般会計補正予算（第 4 号）



## 専 決 処 分 書

令和 7 年度鈴鹿市一般会計補正予算（第 4 号）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 8 年 1 月 23 日

鈴鹿市長 末松 則子

令和 7 年度鈴鹿市一般会計補正予算（第 4 号）

（別紙）

### 理 由

衆議院の解散に基づく衆議院議員総選挙の執行に伴い、当該選挙に係る歳入歳出予算の補正を行うについて、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。



報告第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月3日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解



## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月6日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### 1 損害賠償の額

121,550円

### 2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

### 3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年10月9日、稻生西二丁目地内の相手方駐車場において、職員が公用車を発進させた際、相手方所有のブロック塀に当該公用車の左後部が接触し、これを損傷させたもの



報告第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年2月3日提出

鈴鹿市長　末　松　則　子

専決処分事項

損害賠償の額の決定及び和解



## 専 決 処 分 書

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和8年1月20日

鈴鹿市長 末 松 則 子

法律上の義務に属する損害賠償について、次のとおりその額を決定し、及び和解するものとする。

### 1 損害賠償の額

67,800円

### 2 和解の相手方

鈴鹿市

個人

### 3 損害賠償の義務の発生の原因となる事実

令和7年11月23日、鈴鹿市立清和公民館において、職員が相手方所有の三味線を台に乗せたまま移動させたところ、当該三味線が台から外れて倒れ、これを損傷したもの